

「広報よねざわ」への有料広告の掲載について

● 広告の規格・掲載料

- ① 対象 毎月 1 日・15 日号 (31,700 部発行 増減あり)
- ② 規格 【全枠】 4.2×17.0cm 【半枠】 4.2×8.5cm
- ③ 枠数 1 号当たり全枠 6 個分 (6 ページ)
- ④ 単価 1 号当たり【全枠】 31,000 円 【半枠】 17,000 円

● 申込みから掲載まで

- ① 米沢市広告掲載申込書に広告(案)を添付して、秘書広報課へ提出してください。
- ② 市では、申請書受付後に広告内容が定めている基準に合っているかなどの審査を行います。場合によっては審査委員会に諮って決定することもあります。
- ③ 広告原稿は、掲載の 20 日前まで広告主において作成・提出していただきます。
- ④ 掲載の可否を申請者にご連絡します。掲載が可能な場合は広告料を納めていただく納付書をお送りします。
- ⑤ お送りした納付書で、市指定の金融機関から広告料をお支払いください。お支払い確認後に広告掲載となります。

● 申込受付期間

毎年、4 / 15 日号～翌年 4 / 1 日号が当該年度分となり、6 か月単位で受付します。

【前期】 4 / 15 日号分～10 / 1 日号分

申込期間及び詳細は、広報よねざわ 2 月 15 日号に掲載

【後期】 10 / 15 日号分～4 / 1 日号分

申込期間及び詳細は、広報よねざわ 8 月 15 日号に掲載

● 掲載できない広告

次のいずれかに該当する広告は掲載できません。

- ① 広告の公益性を損なうおそれがあるもの ② 政治又は宗教に関するもの
- ③ 個人、団体等の意見の宣伝となるもの ④ 公の秩序に反するおそれのあるもの
- ⑤ 誇大表示、不当表示その他不適切な表示があるもの
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- ⑦ 貸金業の規制等に関する法律第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- ⑧ その他掲載する広告として妥当でないと認めるもの

〒992-8501 山形県米沢市金池 5 丁目 2 番 25 号

担当 米沢市役所秘書広報課広報広聴係

電話 0238-22-5111 (内線 3001)